

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業  
を行う者の登録に関する省令の一部改正案の概要

1 申請書に添付すべき書類の追加等

(1) 添付すべき書類として以下を追加する。

受け入れる食品循環資源が一般廃棄物の場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第6項の処分業の許可を、受け入れる食品循環資源が産業廃棄物の場合は廃棄物処理法第14条第6項の処分業の許可を受けていることを証する書類。

肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「肥料取締法」という。）に基づく普通肥料を生産する場合は同法に基づく登録証若しくは仮登録証の写し又は同法に基づく指定配合肥料生産業者届出をしていることを証する書類、当該普通肥料を販売する場合は同法に基づく販売業務開始届出をしていることを証する書類。

(2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第23条第3号に規定する飼料を製造する場合にあっては、動物試験の成績を記載した書類。

(注) 肥料を製造する場合の栽培試験結果については、必要としない。

2 登録の基準の追加

(1) 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物の場合は廃棄物処理法第7条第6項の処分業の許可を、受け入れる食品循環資源が産業廃棄物の場合は廃棄物処理法第14条第6項の処分業の許可を受けていること。

(2) 肥料取締法に基づく普通肥料を生産する場合は同法に基づく登録若しくは仮登録又は同法に基づく指定配合肥料生産業者の届出をしていること、当該普通肥料を販売する場合は同法に基づく販売業務開始の届出をしていること。

(3) 特定肥飼料等製造施設については、次によること。

運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

廃棄物処理法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設である場合は当該製造施設について同項の許可を、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設である場合は当該製造施設について同項の許可を受けていること。

### 3 登録の更新

- ( 1 ) 登録の更新を受けようとする登録再生利用事業者は、登録の有効期間の満了の日の 2 ヶ月前までに更新申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- ( 2 )( 1 ) の申請があった場合は、登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録はその有効期間の満了後もその処分がされるまでは、効力を有する。
- ( 3 )( 2 ) の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算する。